

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、設立が平成22年10月1日とまだ社歴が浅く、成長途上の会社です。そのような中、オペレーションの効率性の向上、経営の規模の拡大と組織文化の構築を両立させ、同時に企業価値の持続的な増大を図るため、コーポレート・ガバナンスの体制強化、充実に努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
クックパッド株式会社	2,047,000	26.84
穂田 誉輝	1,000,000	13.11
飯尾 慶介	600,500	7.87
YJ1号投資事業組合	599,400	7.85
Globis Fund 3, L.P.	514,970	6.75
株式会社ディー・エヌ・エー	417,200	5.47
石渡 進介	240,000	3.14
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	163,100	2.13
Globis Fund 3(B), L.P.	144,024	1.88
中村 義之	140,000	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	クックパッド株式会社 (上場:東京) (コード) 2193
--------	-------------------------------

#### 補足説明

・上記【大株主の状況】は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	9月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

クックパッド株式会社は、同社の緊密な者等と合わせ、当社の総議決権の過半数を所有しており、当社の親会社であり支配株主にあたります。当社は、同社と取引を行う際、独立当事者間取引を前提として、一般取引と同様に取引条件を交渉し、決定しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、クックパッド株式会社との間で資本業務提携基本合意書を締結しており、取締役及び監査役の派遣並びに従業員の出向を受け入れております。当該基本合意書の締結は当社の事業活動を制約するものではなく、また役員の兼務状況は独自の経営判断を妨げるものではないと認識しております。

また、当社は、社外役員として取締役1名及び監査役2名を選任し、そのうち取締役1名及び監査役1名を独立役員として東京証券取引所に届け出しております。このような役員体制をとることにより、経営の監視・監督が機能しており、経営判断・執行における当社の自主独立性は確保されている状況にあるものと認識しております。

当社は、経営の自主独立性を確保・維持しながら、持続的な成長と企業価値の向上に努めております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
岩田 彰一郎	他の会社の出身者									○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田 彰一郎	○	岩田彰一郎は、アスクル株式会社の代表取締役社長兼CEOであります。当社は、同社との間で、年間数百万円の文具事務用品等の購買取引がありますが、その金額は僅少であり、主要取引先ではありません。	岩田彰一郎氏は、アスクル株式会社の代表取締役社長兼CEO、ソロエル株式会社の取締役会長及び株式会社資生堂の取締役であります。 当社はアスクル株式会社との間で文具事務用品等の購買取引がありますが、その取引金額は僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはない判断しております。 同氏は企業経営者として、経営全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待できることや、取締役の職務執行の監督強化を図るために十分な見識及び経験を有していることから、当社において社外取締役の職務を適切に遂行いただけるもの

## 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	4	1	1	0	2	その他

## 補足説明

当社の各取締役の報酬額決定のプロセスの透明化を図るため、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、代表取締役、社外取締役及び社外監査役で構成され、1年に1回以上開催することとしております。また、報酬委員会は取締役会の諮問機関であり、取締役会は報酬委員会の意見を得て、各取締役の報酬を決定しております。

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部統制室と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部統制室、監査役会及び会計監査人は、会計監査人が開催する監査講評会に出席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澤田 静華	他の会社の出身者													
山田 啓之	他の会社の出身者					○								
飯田 耕一郎	他の会社の出身者												○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 静華	○	該当事項はありません。	澤田静華は、澤田静華公認会計士事務所を経営しておりますが、当社は同事務所との取引はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断しております。 同氏は、公認会計士として監査法人における監査業務の経験、情報通信企業における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して社外監査役に招聘しており、独立役員として指定しております。
山田 啓之		山田啓之は、当社の親会社であるクックパッド株式会社の取締役でありましたが、平成28年3月に退任しております。	山田啓之は、山田啓之税理士事務所、エイジックス株式会社及びAZX総合会計事務所を経営しておりますが、当社はこれら事務所等との取引はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断しております。 同氏は、税理士の資格を有するうえ、インターネット・情報通信企業における取締役や監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して社外監査役に招聘しております。
飯田 耕一郎		飯田耕一郎は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であります。 当社は、森・濱田松本法律事務所の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引がありますが、その金額は年間百万円程度と僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断しております。 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、また、他社での監査役としてガバナンス整備に携わっていることから、監査役としての見識及び経験を有していると考え、当社において社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として招聘しております。	飯田耕一郎は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であります。 当社は、森・濱田松本法律事務所の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引がありますが、その金額は年間百万円程度と僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断しております。 同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、また、他社での監査役としてガバナンス整備に携わっていることから、監査役としての見識及び経験を有していると考え、当社において社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として招聘しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上を目指すにあたり、取締役へのインセンティブとして、社内取締役に対して有償ストック・オプションを付与しております。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

## 該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上を目指すに当たり、取締役はもとより、従業員にも経営への参画意識を持たせ、より一層の意欲や士気を高めることを目的として、社内取締役及び従業員に対して有償ストック・オプションを付与しております。また、従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を図るべく、無償ストック・オプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、社外役員の別に報酬等の総額を開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成25年12月13日開催の第3回定期株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。また、会社の業績が著しく向上した場合には取締役に対し、業績への寄与度を斟酌し役員賞与を支給することができるものとしております。

取締役の報酬等は、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み決定しており、報酬額を決定するにあたっては、報酬委員会の意見を得ております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、コーポレート本部が行っております。取締役会の開催に際しては、事前に議案の資料を電子メールにより配布し、必要に応じて説明をしております。また、必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### ○取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されております。毎月開催される定期取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令または定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、10万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって賠償責任の限度額とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### ○監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

当社と監査役は、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、10万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって賠償責任の限度額とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### ○経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役4名から構成されております。毎週開催される経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、取締役から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を推進しております。なお、経営会議決議事項については、取締役会において報告を行っております。

### ○会計監査人

当社は、平成27年12月21日開催の第5回定期株主総会において会計監査人の変更を行い、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

#### ○内部監査

当社の内部監査は代表取締役社長から任命された内部監査担当者による内部統制室が行っています。内部統制室は内部監査規程及び内部監査計画に基づき、各部門の業務活動が、社内規程やコンプライアンスに則り適正かつ効率的に行われているか監査を行っています。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

#### ○報酬委員会

当社の各取締役の報酬額決定のプロセスの透明化を図り、平成27年11月、報酬委員会を設置いたしました。当社の報酬委員会は、代表取締役、社外取締役及び社外監査役で構成され、1年に1回以上開催することとしております。報酬委員会は取締役会の諮問機関であり、取締役会は報酬委員会の意見を得て、各取締役の報酬を決定しております。

#### ○コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、企業倫理ならびに法令遵守意識を全社員に徹底させ、また、事業活動の過程で発生するあらゆるリスクを予防・軽減するための活動に取り組んでおります。同委員会は、常勤取締役と部門長で構成され、コンプライアンス違反やリスク発生を未然に防止するとともに、それらが発生した場合に対応しております。また、その結果を取締役会に報告しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、設立が平成22年10月1日とまだ社歴が浅く、成長途上の会社です。そのような中、オペレーションの効率性の向上、経営の規模の拡大と組織文化の構築を両立させ、同時に企業価値の持続的な増大を図るために、コーポレート・ガバナンスの体制強化、充実が重要な経営課題であると認識しております。適正な業務執行及び監査に対応した体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

当社の取締役会は、取締役6名のうち1名が社外取締役で構成されております。社外取締役は、当社の業務執行に関する意思決定に際し、各々が独自の専門分野において有する豊富な経験と幅広い知見に基づき、妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言を行っております。また、監査役3名（うち常勤監査役1名、社外監査役2名）からなる監査役会による監督・監査機能の充実により、経営の健全性・透明性の維持・向上を図り、経営監督機能の客観性・中立性を確保しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、株主総会招集通知の早期発送に関して、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様が株主総会に出席できるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組みます。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにディスクロージャーポリシーを掲載し、情報開示に対する基本方針や開示方法、沈黙期間等について掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期決算発表後にアナリストや機関投資家向けの説明会を実施し、代表取締役が事業の状況や業績、経営方針等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料等を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社を取り巻くステークホルダーの立場を尊重し、ステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページや適宜開催の説明会などを通じて情報提供を行っていく方針です。
その他	当社では、常勤監査役に女性の澤田静華を招聘しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(平成27年10月1日改定)を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

#### 1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(イ) 当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、当社及び子会社における各部門のコンプライアンス上の課題を継続的に検討し、法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。

(ウ) 当社は、代表取締役直轄の内部統制室にて、当社及び子会社における各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その評価を代表取締役に報告する。

(エ) 当社は、当社及び子会社における法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社及び子会社における社内報告体制として内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。

#### 2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(イ) 必要に応じ、取締役、監査役及び監査法人等はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(ア) 当社の取締役会は「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、当社及び子会社が直面する可能性があるリスクを予め識別し管理すると同時に、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。

(イ) リスク情報等についてはコンプライアンス・リスク管理委員会より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が行うものとする。

(ウ) 当社の取締役会は、当社及び子会社の経営に重大な影響を与える不測の事態の発生に備え、事業継続計画を整備する。

(エ) 不測の事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(オ) 内部統制室は当社の各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

#### 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社の取締役会は月に1回、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。また、経営会議を週に1回、又は必要に応じて適時開催し、取締役会の定めた業務執行の基本方針に従い、取締役会から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を推進する。当社及び子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。

(イ) 取締役は代表取締役の指示の下、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、当社及び子会社は、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。

(ウ) 各部門においては、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を受け、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。

(イ) 当社の監査役及び内部統制室は、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

(ウ) 当社の監査役及び内部統制室は、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

(エ) 子会社の経営管理については、コーポレート本部が担当部門としてその任にあたるほか、子会社の経営の管理に関する基本方針及び子会社の管理に関する規程(「関係会社管理規程」)を制定し、これらに基づいて行うものとする。

(オ) 当社は、子会社に、自社の経営管理内容が法令上の問題があると判断する場合には、当社の内部統制室に報告させ、当社の内部統制室は直ちに監査役に報告を行う。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(カ) 当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施する。

(キ) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の維持・向上を図るとともに、当社及び子会社が直面する可能性があるリスクの管理を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びに当該使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 監査役は、監査役の職務を補助する使用者を定め、当該使用者に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用者はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

(イ) 監査役を補助する使用者の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。

#### 7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるところとする。

(イ) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、当社の監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(ウ) 当社は、当社の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、子会社の規程において明記させるとともに、当社及び子会社において周知徹底させる。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 監査役は、内部統制室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- (イ) 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。
- (ウ) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、隨時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
- (エ) 当社は、監査役が監査を実施することによって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。

## 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (ア) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- b. コーポレート本部を反社会的勢力対応統括部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。  
また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

# Vその他

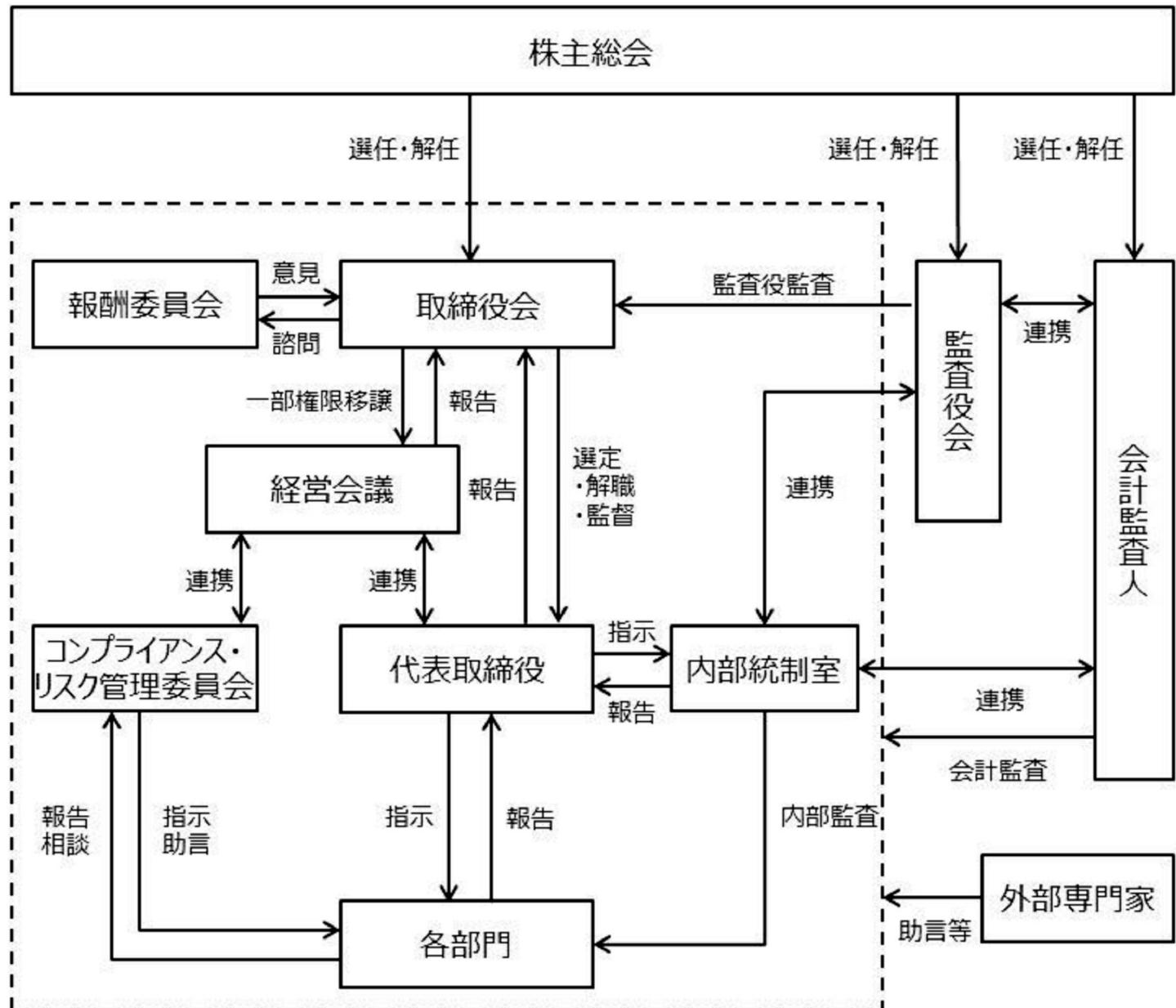
## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

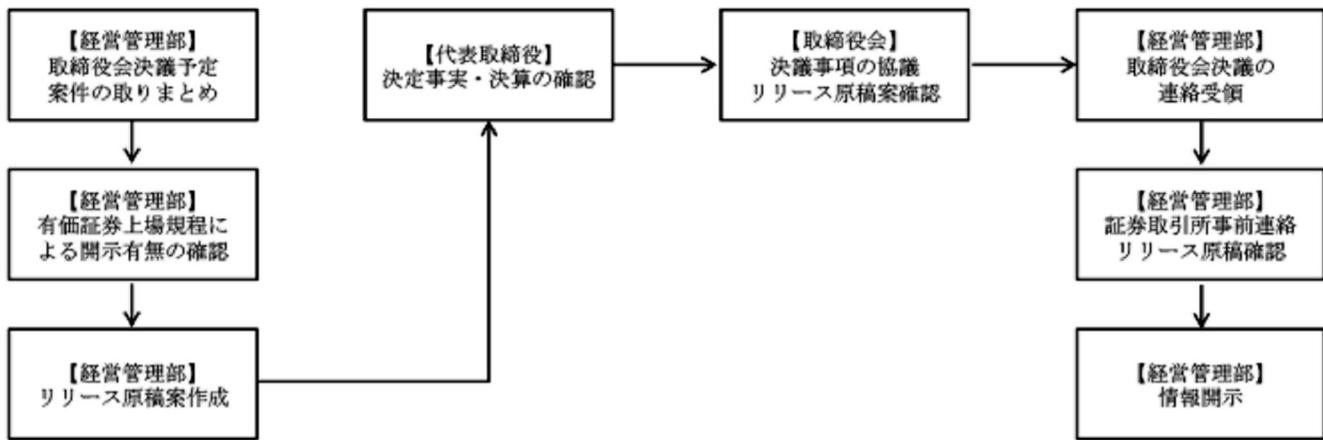
該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 当社に係る決定事実・決算に関する情報等



(b) 当社に係る発生事実に関する情報

